　　人事１課

**退職手続きおよび退職に伴う確認事項について**

　今回の退職手続きにあたり、下記事項をご確認いただき、質問等がございましたらお問い合わせください。対面の手続きの際には当日に本書類・筆記用具・印鑑が必要です。（消えるペン・シャチハタ除く)

記

1. **給与等の支払い**

（1）給与

　　　①退職月勤務分の給与につきましては、退職月25日（休日の場合は前営業日）に振込みます。

※退職月の1日から退職日までに時間外勤務がある場合、翌月給与として翌月25日（休日の場合は前営業日）に振込みます。

※月末退職の場合、社会保険料（健康保険・介護保険・厚生年金保険）は後払いのため、退職月給与にて2か月分を控除することになります（雇用保険は当月払いのため１か月分）。

月末退職以外、控除は従来通り１か月分です。

　②賞与【退職事由が定年退職、再雇用契約終了の場合のみ支給】

　上期（4.1～9.30）・下期(10.1～3.31)の未払い分の賞与がある場合、退職月翌月25日（休日の場合は前営業日）に振り込みます。

　　　※5月末退職、11月末退職の場合は翌月10日と25日にそれぞれの期を分けて支給します。

(休日の場合は前営業日)

（2）退職金【勤続３年以上の場合支給】

　　①確定給付企業年金（ＤＢ制度）は、企業年金基金から年金・一時金の申請書類をお送りします。内容をご確認の上、提出してください。（勤続15年未満の方は一時金のみ）

　 　　（担当：企業年金基金　田中・井上（内線9-20-4832・4833、外線048-472-1347）

②確定拠出年金（ＤＣ制度）のＤＣ加入者は年齢や加入期間によって対応が異なりますので詳しくはお問い合わせください。

　　　【問い合わせ先】

三菱ＵＦＪ信託銀行　企業型確定拠出年金コールセンター（外線0800-300-4411）

（3）その他

　　 ①退職後の給与明細書は振込時に、源泉徴収票は退職月の翌月末に郵送します。

　　 ②現在の振込口座は、退職後3ヶ月間は解約しないでください。

　　 ③退職月にＩＤカードを使用し、翌月に給与・賞与の支給が無い場合、後日ご自身で振込みをしていただくことになります。また、営業所での退職月のお弁当購入は現金清算です。あらかじめご了承ください。

1. **地方税**

【1～5月に退職する場合】

現在お支払いしている地方税は、昨年6月～今年5月の間で分けて納付しております。この内、残額月分は一括徴収（退職月給与より一括で天引き）しますので特別な手続きは必要ありません。

【6～12月に退職する場合】

退職月分は特別徴収（給料天引き）します。残額については、住民票住所地の市区町村から「納税通知書」が郵送されますのでご自身でご対応ください。なお、再就職する方で、次の就職先で特別徴収をご希望される方は、所定の用紙を作成いたしますのでご連絡ください。

【退職後、国外へ転居される方】

翌年1月1日以降に出国される方は、今年の給与所得に対する地方税の納付義務が発生しますので、住民票住所地の市役所へ必ずお問い合わせください。

**3. 所得税**

退職年に再就職しない場合、退職翌年度に確定申告が必要です。詳しくは国税庁ＨＰ所得税（確定申告書等作成コーナー）をご覧ください（<https://www.nta.go.jp>）

なお、再就職する方は、新しい勤務先へ源泉徴収票を提出してください。

**4．社会保険**

（1）厚生年金保険

　在職中は厚生年金保険の被保険者であり、国民年金の第2号被保険者（給与所得者）でしたが、退職に伴い種別が変更となる場合があります。以下の表をもとに退職後の手続きをお願いします。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 保険加入 | 内容・手続方法 |
| 再就職する | 再就職先で加入する | 再就職先へ申し出ください。 |
| 再就職しない  （60歳未満） | 配偶者の被扶養者となる  （第3号被保険者） | 配偶者の勤務先へ申し出ください。 |
| 国民年金へ加入する  （第1号被保険者） | 人事2課へ申し出ください。  「健康保険・厚生年金 資格等喪失連絡票」をお渡ししますのでお住まいの市区町村役場の国民年金担当又は年金事務所へ持参し手続きをしてください。 |

・未届の場合、年金の加入期間が途切れ、給付を受けられなくなる場合があります。

詳細または不明点がありましたら、日本年金機構までお問い合わせください。

①老齢年金【60歳以上】

・受給年齢に達した方

手続きがまだお済みでない方は、最寄りの日本年金機構にてご自身で手続きをしてください。

　　　 ・受給年齢が達していない方

日本年金機構より書類が届きましたら手続きをしてください。

詳細または不明点がありましたら、日本年金機構までお問い合わせください。

【問い合わせ先】

日本年金機構

（<http://www.nenkin.go.jp/section/soudan/index.html>）

退職後の年金手続きガイド(年金支給開始年齢PDF)

（<https://www.nenkin.go.jp/service/pamphlet/20150514.html>）

（2）健康保険

以下の表をもとに退職後の手続きをお願いします。

**今お手持ちの健康保険証は退職日まで使用が出来ます。**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区分 | 保険加入 | 内容・手続方法 |
| 再就職する | 再就職先で加入する | 再就職先へ申し出ください。 |
| 再就職しない | ご家族の被扶養者となる | ご家族の勤務先へ申し出ください。 |
| 国民健康保険へ加入する | 人事2課へ申し出ください。  「健康保険・厚生年金 資格等喪失連絡票」をお渡ししますのでお住まいの市区町村役場の健康保険課へ持参し手続きをしてください。 |
| ※任意継続被保険者となる | 当社健康保険組合へ申し出てください。<https://sanken-kenpo.or.jp/tetsuzuki/index_taishoku/nini/> |

|  |
| --- |
| ※『任意継続被保険者とは』…  退職日以前に2ヶ月以上継続しての被保険者期間がある方は退職後より2年間は当社の健康保険組合に継続加入できる制度です。任意継続被保険者になると、窓口負担は在職中と同じく3割等となり、組合独自の保険給付も受けることができますが、保険料については、在職中は事業主が負担していた分を含め全額自己負担となるため、ご自身で国民健康保険に加入した際の保険料と比べ高額となる場合もございます。詳しくは、市区町村、及び当社健康保険組合へお問い合わせください。  任意継続被保険者となることを希望される方は、お早めに当社健康保険組合ご連絡ください。  （資格喪失日から20日以内に当社健康保険組合へ加入手続きを済ませる必要があります）  ※次の場合は任意継続を脱退となります。   * + 死亡したとき   + 保険料を納めないとき   + 他の健康保険の被保険者となったとき   + 任意継続被保険者となった日から起算して2年を経過したとき   ※次に該当する場合は、直接、当社健康保険組合へお問い合わせください。  　　　　・　退職後6ヶ月以内に出産予定の方  　　　　・　退職時に傷病手当金を受けている方が退職後も仕事につけない時  　　　　・　退職時に出産手当金を受けている方が退職後も仕事につかない時  【連絡先】サンケン電気健康保険組合　那須 内線9-20-4835、外線048-472-1354  　　　　　　　人事2課　　　　　　　 二見 内線9-20-4752 、外線048-472-1121 |

（3）雇用保険

　　※下記案内は就職先が決まっている方、および、59歳以上で離職の方は連絡が不要です。

（雇用保険法により59歳以上で離職の方には発行が義務付けされているため）。

上記以外の方で、雇用保険の基本手当（失業給付）の受給を希望される方は、申請に必要な離職票の発行を致しますので人事2課へご連絡ください。（65歳以上で離職をしたときは「高年齢求職者給付金」が受給できます。）ただし

　その際は会社を通して手続きをする為、「同意書」と「離職票」に署名をお願いいたします。

基本手当（失業給付）を受けられる資格は以下のとおりです。

●退職日前の2年間に被保険者期間が通算して12ヶ月以上あること。

　（高年齢求職者給付金の場合は、１年間に被保険者期間が通算して6ヵ月以上）

●本人に再就職しようという意思と働く能力があること。

申請は現住所地を管轄している職業安定所（ハローワーク）へ届出をしてください。受給に必要な書類は退職後2週間程度でご自宅へ郵送、もしくは登録いただいたメールアドレスに送付いたします。（郵送の場合、郵便事情等により遅れることがありますのでご了承ください）

（担当：人事2課　二見 内線9-20-4752、外線048-472-1121）

**5. 庶務事項**

(1) ＩＤカード返却

返却する際には[ＩＤカード申請書](http://azb2-ptlwb/top1/jinji01/Documents/福利厚生/IDカード申請書.xls)を記入の上、上長承認された電子データをご提出ください。

（担当：人事1課　塚田　 内線9-20-4712 、外線048-472-1121）

（2）出張旅費精算用口座（りそな・埼玉りそな銀行「TIMO」口座）の扱いについて

　　　退職後３か月間は解約しないでください。その後、継続・解約をご検討ください。

①継続利用の場合

　　在職中、無料であったりそな・埼玉りそな以外の他行ＡＴＭ手数料及びコンビニのＡＴＭ（ｾﾌﾞﾝｲﾚﾌﾞﾝ、ﾛｰｿﾝ）利用手数料が有料となります。また、2年以上、入出金がない状態で残高が1万円未満の場合、休眠口座管理手数料**(**年間1,200円＋税の休眠口座管理手数料**)**の対象となります。

　　 ※「TIMO」口座のりそな・埼玉りそな銀行のＡＴＭ手数料については時間外も含め常時無料となります。　(キャッシュバック方式）

②解約の場合

　　 ご自身で解約をお願いします。詳しくは銀行へお問い合わせください。

　 　（問い合わせ先：りそな銀行　東京営業部　　℡：03-6704-1111）

※ご参考<http://faqsaitamaresona.resona-gr.co.jp/category/show/22?site_domain=default>

（4）サンケン電気労働組合

労働組合の各種手続きがありますので、担当へご連絡ください。

(担当：サンケン労働組合 平尾 内線9-20-3860 、外線048-471-3561）

（5）退職後の住居

退職後に住所変更する方は、HUE個人情報申請ナビから「住所変更」申請を行ってください。

（6）退職日までの勤務実績

退職日までの勤務実績を、必ず入力完了をしてください。

☆ＨＵＥへのログインから「申請・情報公開メニュー」へのアクセス

<https://s0lr.hue.worksap.com/collabo/hue/home>

(7) ＰＣ関係

下記URLに準じるか、職場のネットワーク管理者を通じての手続きをお願いします。

<http://azb2-ptlwb/top1/is/network/DocLib1/14taisyoku.htm>

問合せ方法①：[**ITプラットフォーム課\_Teams**](https://teams.microsoft.com/l/team/19%3a34d91608b055408eb8f6c196a9b98bda%40thread.tacv2/conversations?groupId=de97132d-2001-4e16-8fd4-d38a3b741141&tenantId=f1e5ebfd-caf8-4ac1-a43b-f69bc03c703f)

問合せ方法②**：**[**http://azb2-ptlwb/top1/is/hp\_general/Pages/default.aspx**](http://azb2-ptlwb/top1/is/hp_general/Pages/default.aspx)

IT推進部FAQ　＞　5）問合せ　＞　05\_その他\_ITプラットフォーム課

(担当：働き方改革推進本部ＩＴ推進部ＩＴﾌﾟﾗｯﾄﾌｫｰﾑ課)

**6．返却物**　　　　 ※返納物紛失の場合は[紛失届](http://azb2-ptlwb/top1/jinji01/Documents/届出書/紛失届.xls)をご提出ください。

（１）会社への返却物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返却物 | 返却時期 | 備考 |
| ＩＤカード | 退職手続き時 |  |
| 健康保険被保険者証 | **扶養をしている家族分も持参** |
| 社員バッジ | 随時各事業所の総務課へ返却  （支給されている場合のみ） |  |
| 作業衣・靴 |  |
| タイムズカード |  |
| コーポレートカード |  |
| 身分証明書 |  |
| 携帯電話・ＰＨＳ、アダプター、イヤホン | 社給スマホの場合パスワード必須（あれば箱も返却） |
| ビルのセキュリティカード |  |

　　（２）本人への返却物

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 返却物 |  | 備考 |
| 雇用保険被保険者証 | 退職手続き時 |  |
| 年金手帳 |  |

**7．問い合わせ先**

（担当：人事１課　渡邉・白井・塚田・浜村　内線9-20-4736・4713・4712、外線048-472-1121）

以　上